

○愛知県地方卸売市場条例

愛知県地方卸売市場条例

昭和四十六年十二月二十四日

条例第五十三号

改正 昭和四八年一二月二六日条例第五〇号 平成一二年 三月二八日条例第三四号
 平成一三年 三月二七日条例第一号 平成一七年 三月二二日条例第三六号
 平成一八年 三月二八日条例第三二号

愛知県地方卸売市場条例をここに公布する。

愛知県地方卸売市場条例

(趣旨)

第一条 この条例は、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）の規定に基づき、地方卸売市場の開設及び地方卸売市場における業務について必要な事項を定めるものとする。

(開設の許可の申請)

第二条 法第五十五条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 法人である場合にあつては、資本金又は出資の額及び役員の名
- 三 開設しようとする地方卸売市場の名称及び位置
- 四 その他規則で定める事項

2 前項の申請書には、法第五十六条第一項の規定により定めた業務規程及び事業計画のほか、規則で定める書類を添付しなければならない。

一部改正〔平成一八年条例第三二号〕

(業務規程に定めなければならない事項)

第三条 法第五十六条第二項の規定により業務規程に定めなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 地方卸売市場の名称、位置及び面積
- 二 取扱品目
- 三 開場の期日及び時間
- 四 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法（委託手数料に関する事項にあつては、規則で定めるもの）
- 五 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法
- 六 卸売の業務を行う者に関する事項
- 七 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項
- 八 施設の使用料

一部改正〔平成一七年条例三六号〕

(事業計画に定めなければならない事項)

第四条 法第五十六条第三項の規定により事業計画に定めなければならない事項は、次の各号に掲げる事項（第一号の供給対象人口にあつては、規則で定める地方卸売市場に限る。）とする。

- 一 取扱品目ごとの供給対象人口並びに取扱いの数量及び金額の見込み
- 二 施設の種類、規模、配置及び構造
- 三 開設に要する費用並びにその財源及び償却に関する計画

(卸売業務の許可の申請)

第五条 法第五十八条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 法人である場合にあつては、資本金又は出資の額及び役員の名
- 三 卸売の業務を行なおうとする地方卸売市場及び取扱品目

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

一部改正〔平成一八年条例第三二号〕

(取扱品目の部類)

第六条 法第五十八条第一項の取扱品目の部類は、次の各号に掲げる部類とする。

- 一 青果部 野菜及び果実並びにこれらの加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの
- 二 水産物部 生鮮水産物及びその加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの
- 三 食肉部 肉類及びその加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの
- 四 加工食料品部 加工食料品を主たる取扱品目とし、及び開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの
- 五 花き部 花きを主たる取扱品目とし、及び開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの

一部改正〔昭和四八年条例五〇号〕

(許可証の交付等)

第七条 知事は、法第五十五条又は第五十八条第一項の許可をしたときは、開設者又は卸売業者に對し許可証を交付しなければならない。

2 前項の許可証には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 許可証の番号
 - 二 許可の年月日
 - 三 地方卸売市場の名称及び位置
 - 四 取扱品目（卸売業者に係る許可証にあつては、取扱品目の部類）
 - 五 開設者又は卸売業者の氏名又は名称及び住所
 - 六 その他規則で定める事項
- 3 開設者又は卸売業者は、許可証を地方卸売市場の見易い場所に掲示しておかなければならない。
- 4 開設者又は卸売業者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき、又は許可証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、許可証の書換交付又は再交付を受けなければならない。
- 5 開設者又は卸売業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、許可証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証）を知事に返納しなければならない。
- 一 地方卸売市場を廃止し、又は地方卸売市場における卸売の業務を廃止したとき。
 - 二 許可を取り消されたとき。
 - 三 許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

(営業等の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第八条 開設者が営業又は事業（地方卸売市場の開設に係る業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、開設者の地位を承継する。

- 2 開設者たる法人の合併の場合（開設者たる法人と開設者でない法人が合併して開設者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（地方卸売市場の開設に係る業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、開設者の地位を承継する。
- 3 第一項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 前項の申請書には、規則で定める書類を添附しなければならない。
- 5 第一項及び第二項の認可の基準については、法第五十七条の規定の例による。
- 6 前各項の規定は、卸売業者が営業又は事業（地方卸売市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合並びに卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）及び分割の場合（地方卸売市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「開設者」とあるのは「卸売業者」と、「の開設に係る」とあるのは「における卸売の」と、前項中「第五十七条」とあるのは「第五十九条」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成一三年条例一号・一八年三二号〕

(相続)

第九条 開設者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該開設者の地方卸売市場の開設に係る業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行なっていた地方卸売市場の開設に係る業務を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、知事の認可を受けなければならない。

2 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした法第五十五条の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第一項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、規則で定める書類を添附しなければならない。

5 第一項の認可の基準については、法第五十七条の規定の例による。

6 第一項の認可を受けた者は、開設者の地位を承継する。

7 前各項の規定は、卸売業者が死亡した場合について準用する。この場合において、第一項中「開設者」とあるのは「卸売業者」と、「の開設に係る」とあるのは「における卸売の」と、第二項中「第五十五条」とあるのは「第五十八条第一項」と、第五項中「第五十七条」とあるのは「第五十九条」と、前項中「開設者」とあるのは「卸売業者」と読み替えるものとする。

(開設者の地位の承継の効果)

第九条の二 第八条第一項若しくは第二項又は前条第六項の規定による地位の承継後の地方卸売市場（以下「新卸売市場」という。）に係る業務規程（以下「新業務規程」という。）が次に掲げる要件を満たす場合には、これらの規定による地位の承継前の地方卸売市場（以下「旧卸売市場」という。）の卸売業者（以下「旧卸売市場卸売業者」という。）は、新卸売市場において旧卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として法第五十八条第一項の許可を受けたものとみなす。

一 新業務規程で定められた新卸売市場の位置が旧卸売市場の位置と同一であること。

二 新業務規程で定められた取扱品目に係る取扱品目の部類が旧卸売市場卸売業者についての法第五十八条第一項の許可に係る取扱品目の部類のすべてを含んでいること。

三 新業務規程で新卸売市場において卸売の業務を行う者の数の最高限度が定められている場合にあっては、当該数の最高限度が旧卸売市場卸売業者の数を下回っていないこと。

2 第八条第一項若しくは第二項又は前条第六項の規定による地位の承継前に、法又はこの条例若しくは規則の規定により、知事が旧卸売市場卸売業者に対してした処分、手続その他の行為又は旧卸売市場卸売業者が知事に対してした手続その他の行為は、知事が前項の規定により法第五十八条第一項の許可を受けたものとみなされた者に対してした処分、手続その他の行為又は前項の規定により法第五十八条第一項の許可を受けたものとみなされた者が知事に対してした手続その他の行為とみなす。

追加〔平成一二年条例三四号〕

(名称変更等の届出)

第十条 開設者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一 法第五十五条の許可に係る業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

二 第二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたとき。

2 卸売業者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一 法第五十八条第一項の許可に係る業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

二 第五条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたとき。

(地方卸売市場の廃止の許可)

第十一条 開設者は、法第六十条の許可を受けようとするときは、廃止しようとする日の三十日前までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 廃止の理由

- 二 廃止の予定年月日
 - 三 廃止に伴いとる措置
 - 四 その他規則で定める事項
- 2 知事は、地方卸売市場の廃止によつて一般消費者及び関係事業者の利益が害されるおそれがないと認めるときでなければ、法第六十条の許可をしてはならない。

(卸売業務の廃止の届出)

第十二条 卸売業者は、法第五十八条第一項の許可に係る業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三十日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

(売買取引の方法)

第十三条 法第六十二条の規定により開設者が業務規程で定める売買取引の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 卸売業者は、地方卸売市場において行う卸売については、次のイからハまでに掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、それぞれ次のイからハまでに掲げる売買取引の方法によらなければならないこと。

イ せり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの
せり売又は入札の方法

ロ 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの 毎日の卸売予定数量のうち、開設者が生鮮食料品等の品目ごとに定める一定の割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引

ハ イ及びロ以外の生鮮食料品等として業務規程で定めるもの せり売若しくは入札の方法又は相対取引

二 前号イ及びロに掲げる生鮮食料品等（同号ロに掲げる生鮮食料品等にあつては、同号ロの一定の割合に相当する部分に限る。）については、災害の発生その他の規則で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者がせり売又は入札の方法によることが著しく不相当と認めるときは、同号の規定にかかわらず、相対取引によることができるものとする。

三 第一号ロ及びハに掲げる生鮮食料品等については、当該市場における入荷量が一時的に著しく減少した場合その他の規則で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が指示したときは、同号の規定にかかわらず、せり売又は入札の方法によらなければならないこと。

全部改正〔平成一二年条例三四号〕

(売買取引の方法に係る卸売予定数量の一定の割合の公表等)

第十三条の二 開設者は、前条第一号ロの一定の割合を定め、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。

2 開設者は、前条第一号ロの一定の割合を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところにより選定した卸売業者、次条第二項に規定する買受人その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。ただし、第二十五条の二第一項の市場取引委員会の意見を聴いたときは、この限りでない。

追加〔平成一二年条例三四号〕

(買受人)

第十四条 地方卸売市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、業務規程で定めるところにより、取扱品目の部類ごとに、開設者の承認を受けなければならない。

2 開設者は、規則で定めるところにより、前項の承認をした者（以下「買受人」という。）の名簿を知事に提出しなければならない。

(卸売の相手方の制限)

第十五条 卸売業者は、地方卸売市場における卸売の業務については、買受人（その卸売業者の当該卸売の業務に係る地方卸売市場及び取扱品目の部類と同一の地方卸売市場及び取扱品目の部類について前条第一項の承認を受けた買受人に限る。以下この条において同じ。）以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、当該地方卸売市場における入荷量が著しく多く残品を生ずるおそれが

ある場合その他の規則で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が買受人の買受けを不当に制限することとならないと認めるときは、この限りでない。

第十六条 削除

削除〔平成一七年条例三六号〕

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第十七条 卸売業者は、その者が法第五十八条第一項の許可を受けて卸売の業務を行なう地方卸売市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等についてされる卸売の相手方として、生鮮食料品等を買受けしてはならない。ただし、地方卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められる場合であつて、開設者が規則で定めるところにより業務規程をもつて定めたときは、この限りでない。

第十八条 削除

削除〔平成一七年条例三六号〕

(受託契約約款)

第十九条 卸売業者は、業務規程で定めるところにより、地方卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(せり人の資格等)

第二十条 卸売業者が地方卸売市場において行なう卸売のせり人は、規則で定める資格を有する者でなければならない。

2 卸売業者は、前項の資格を有する者をせり人としたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

(代金決済)

第二十一条 卸売業者は、委託を受けた生鮮食料品等の卸売をしたときは、業務規程で定めるところにより、すみやかに、その代金を委託者に支払わなければならない。

2 買受人は、卸売業者から生鮮食料品等を買受けしたときは、業務規程で定めるところにより、すみやかに、その代金を卸売業者に支払わなければならない。

(卸売予定数量等の公表)

第二十二条 法第六十三条の規定による地方卸売市場における卸売予定数量の公表は、毎日の卸売が開始される時までに、その日の主要な品目について、当該地方卸売市場の見やすい場所に掲示して行わなければならない。

2 法第六十三条の規定による地方卸売市場における卸売業者の卸売の数量及び価格の公表は、前項の主要な品目について、規則で定めるところにより、すみやかに行なわなければならない。

一部改正〔平成一二年条例三四号〕

(業務規程の変更)

第二十三条 法第六十四条第一項の規定により開設者が業務規程の変更について知事の承認を受けなければならない場合は、第三条各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をする場合とする。

2 開設者は、法第六十四条第一項の承認を受けようとするときは、申請書を知事に提出しなければならない。

3 第十三条の二第二項の規定は、開設者が第三条第三号から第七号までに掲げる事項の変更に係る法第六十四条第一項の承認の申請をしようとするときについて準用する。

一部改正〔平成一二年条例三四号・一七年三六号〕

(事業計画に定める事項の変更)

第二十四条 開設者は、第四条第二号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

(事業報告書の提出)

第二十五条 開設者及び卸売業者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後九十日以内に、知事に提出しなければならない。

(市場取引委員会)

第二十五条の二 開設者は、地方卸売市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、

業務規程で、市場取引委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

- 2 委員会は、業務規程の変更（第三条第三号から第七号までに掲げる事項の変更に限る。）に関し、及び当該地方卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に対して意見を述べることができる。
- 3 委員会の委員は、卸売業者、買受人その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、委員会を設置する開設者が委嘱する。
- 4 前三項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会を設置する開設者が業務規程で定める。

追加〔平成一二年条例三四号〕、一部改正〔平成一七年条例三六号〕

（必要な改善措置をとるべき旨の勧告）

第二十六条 知事は、地方卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、開設者に対し、地方卸売市場の施設の改善、業務規程の変更その他の必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 知事は、地方卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

（規則への委任）

第二十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和四十七年一月一日から施行する。
（愛知県魚菜類卸売市場条例の廃止）
- 2 愛知県魚菜類卸売市場条例（昭和二十九年愛知県条例第三十七号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（愛知県証紙条例の一部改正）
- 4 愛知県証紙条例（昭和三十九年愛知県条例第十二号）の一部を次のように改正する。
別表第六号及び第七号を次のように改める。
六 地方卸売市場開設許可手数料
七 卸売業務許可手数料
（愛知県手数料条例の一部改正）
- 5 愛知県手数料条例（昭和三十九年愛知県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。
別表魚菜類卸売市場開設許可及び卸売人登録事務の項を次のように改める。

地方卸売市場開設許可及び卸売業務許可事務	地方卸売市場開設許可手数料		一件につき	五、〇〇〇
	卸売業務許可手数料		一件につき	二、〇〇〇

附 則（昭和四十八年十二月二十六日条例第五十号）

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十八日条例第三十四号）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十五条の許可を受けて開設されている地方卸売市場（以下「既設地方卸売市場」という。）を開設している者は、改正後の愛知県地方卸売市場条例（以下「新条例」という。）の規定により必要となる業務規程の変更につき、同法第六十四条第一項の承認を受けようとするときは、この条例の施行の日から起算して六月を経過する日までに、新条例第二十三条第二項に規定する申請書を知事に提出しなければならない。

3 既設地方卸売市場の業務規程は、この条例の施行の日から起算して七月を経過する日（その日までに前項の承認の申請に係る業務規程の変更の承認の処分があった既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の承認の申請に係る業務規程の変更の承認又は変更の承認の拒否の処分がなかった既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認又は変更の承認の拒否の処分があった日（当該変更の承認の処分があった日後に当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日））までは、新条例の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と新条例の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、新条例の規定は、適用しない。

附 則（平成十三年三月二十七日条例第一号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十二日条例第三十六号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十五条の許可を受けて開設されている地方卸売市場（以下「既設地方卸売市場」という。）を開設している者は、改正後の愛知県地方卸売市場条例（以下「新条例」という。）の規定により必要となる業務規程の変更につき、この条例の施行の日から起算して六月を経過する日までに、同法第六十四条第一項の規定による承認の申請をしなければならない。

3 既設地方卸売市場の業務規程は、この条例の施行の日から起算して七月を経過する日（その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の承認の処分があった既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の承認又は変更の承認の拒否の処分がなかった既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認又は変更の承認の拒否の処分があった日（当該変更の承認の処分があった日後に当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日））までは、新条例の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と新条例の規定が抵触する場合には、当該抵触する部分については、新条例の規定は、適用しない。

附 則（平成十八年三月二十八日条例第三十二号）

この条例は、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日から施行する。